

議事日程 (第1号)

平成17年11月28日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意案第3号 教育委員会の委員の任命について
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 第49号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(日程第3 提案理由説明)
- 日程第 4 第50号議案 平成17年度中間市一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第 5 第51号議案 平成17年度中間市一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第 6 第52号議案 平成17年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算
(第2号)
- 日程第 7 第53号議案 平成17年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 8 第54号議案 平成17年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 9 第55号議案 平成17年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)
(日程第4～日程第9 提案理由説明)
- 日程第10 第56号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 第57号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第58号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
(日程第10～日程第12 提案理由説明)
- 日程第13 第59号議案 中間市事務分掌条例
(日程第13 提案理由説明)
- 日程第14 第60号議案 中間市道路線の廃止について
- 日程第15 第61号議案 中間市道路線の認定について
- 日程第16 第62号議案 中間市道路線の変更について
(日程第14～日程第16 提案理由説明)

- 日程第17 第63号議案 公の施設の指定管理者の指定について
日程第18 第64号議案 公の施設の指定管理者の指定について
日程第19 第65号議案 公の施設の指定管理者の指定について
(日程第17～日程第19 提案理由説明)
- 日程第20 第66号議案 中間市行橋市競艇組規約の一部を改正する規約
日程第21 第67号議案 福岡県中間市外二ヶ町山田川水利組規約の一部を改正する規約
(日程第20～日程第21 提案理由説明)
- 日程第22 第68号議案 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について
日程第23 第69号議案 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減について
(日程第22～日程第23 提案理由説明)
- 日程第24 第70号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(日程第24 提案理由説明)
- 日程第25 第71号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組規約の変更について
日程第26 第72号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減について
日程第27 第73号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組規約の変更について
日程第28 第74号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少について
日程第29 第75号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組規約の変更について
(日程第25～日程第29 提案理由説明)
- 日程第30 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (21名)

1 番 中家多恵子君

2 番 山本 慎悟君

3番	佐々木晴一君	4番	植本 種實君
5番	古野 嘉久君	6番	青木 孝子君
7番	久好 勝利君	8番	杉原 茂雄君
9番	岩崎 三次君	10番	堀田 英雄君
11番	井上 久雄君	12番	湯浅 信弘君
13番	掛田るみ子君	14番	香川 実君
15番	上村 武郎君	16番	岩崎 悟君
17番	佐々木正義君	18番	米満 一彦君
19番	下川 俊秀君	20番	片岡 誠二君
21番	井上 太一君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	助役	………	山崎 義弘君
収入役	………	中木 陞君	教育長	………	船津 春美君
総務部長	………	柴田 芳夫君	市民経済部長	………	萩原 一秋君
民生部長	………	是永 勝敏君	福祉事務所長	………	田中 茂徳君
建設部長	………	行徳 幸弘君	教育部長	………	谷川 博君
水道局長	………	小南 哲雄君	市立病院事務長	………	貞末 伸作君
消防長	………	長谷川邦彦君	総務部次長	………	前原 光博君
秘書課長	………	田中 久光君	企画財政課長	………	牧野 修二君
総務課長	………	中野 諭君			
行政経営改革推進室長	………				白尾 啓介君
介護保険課長	………	成富 隆俊君	健康増進課長	………	中尾三千雄君
管理課長	………	栢野 広行君	都市整備課長	………	平池 道人君
下水道課長	………	佐藤 満洋君	生涯学習課長	………	津田 正人君

事務局出席職員職氏名

局長	勝原 直輝君	次長	白子 優一君
補佐	小田 清人君	書記	岡 和訓君
書記	平川 佳子君		

午前10時00分開会

○議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は21名で、定足数に達しております。これより平成17年第5回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

報告事項はお手元に配付しておるとおりであります。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（杉原 茂雄君）

これより日程第1、会議の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から12月20日までの23日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は23日間と決しました。

日程第2. 同意案第3号

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第2、同意案第3号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第3号教育委員会の委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の教育委員であります佐野正稔氏の任期が、本年12月31日で満了いたします。つきましては、教育行政に高い識見を有しておられます同氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。よろしくご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号は委員会の付託を省略

したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。

これより同意案第3号教育委員会の委員の任命についてを採決をいたします。この採決は、無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(杉原 茂雄君)

ただいまの出席議員は20人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(杉原 茂雄君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉原 茂雄君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(杉原 茂雄君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、または反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1 番	中家多恵子議員	2 番	山本 慎悟議員
3 番	佐々木晴一議員	4 番	植本 種實議員
5 番	古野 嘉久議員	6 番	青木 孝子議員
7 番	久好 勝利議員	9 番	岩崎 三次議員

10番	堀田 英雄議員	11番	井上 久雄議員
12番	湯浅 信弘議員	13番	掛田るみ子議員
14番	香川 実議員	15番	上村 武郎議員
16番	岩崎 悟議員	17番	佐々木正義議員
18番	米満 一彦議員	19番	下川 俊秀議員
20番	片岡 誠二議員	21番	井上 太一議員

.....

○議長（杉原 茂雄君）

投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（杉原 茂雄君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に久好勝利君及び米満一彦君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（杉原 茂雄君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成20票、反対0票。よって、同意案第3号については、これを同意することに決しました。

日程第3. 第49号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第3、第49号議案を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第49号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回ご提案いたします条例改正の主旨は、本年度の人事院勧告に基づく給与の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容は、すべての給料表を平均0.3%引き下げ、加えて配偶者の扶養手当を1万3,500円から1万3,000円に500円引き下げるものでございます。

また、12月期の勤勉手当を0.05月引き上げる一方で、本年4月に支給された給与

月額に官民の給与較差である100分の0.36を乗じて得た額に、4月から11月までの8カ月を乗じて得た額と6月に支給された期末勤勉手当に100分の0.36を乗じて得た額の合計額を12月の期末手当から控除をするものでございます。

なお、この人事院勧告の実施に伴います財政効果額は、全会計を合算いたしますと189万3,000円の削減となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております第49号議案に対する質疑は、11月29日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第4. 第50号議案

日程第5. 第51号議案

日程第6. 第52号議案

日程第7. 第53号議案

日程第8. 第54号議案

日程第9. 第55号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第4、第50号議案から日程第9、第55号議案までの平成17年度各会計補正予算6件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第50号議案から第55号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第50号議案平成17年度中間市一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告の実施に伴います補正でございます。今年度の人事院勧告は、すべての給料表を平均0.3%を引き下げることに加え、配偶者手当を500円引き下げることや期末勤勉手当を0.05月引き上げることなどが勧告されたものでございます。

この勧告の実施に伴い、歳出予算は110万円の減額の補正予算を計上し、歳入においては繰越金で調整いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ170億8,180万円とするものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第51号議案平成17年度中間市一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

歳出の主なもの、総務費として退職者の不補充等により、人件費総額1億300万円の減額を計上いたしております。また、長年本市の懸案事項であり、市民が待ち望んでおりました「遠賀橋」が全線開通することに伴います記念式典の経費20万円及び庁舎整備

工事500万円を計上いたしております。

民生費としましては、対象者の増加に伴います経費といたしまして、児童手当850万円、母子家庭医療費1,000万円を増額いたしております。また、介護及び国民健康保険など特別会計の繰出金につきましては、法改正に伴う事務費の増加や給付費の増加等に伴い、総額2,610万円を計上するとともに、社会福祉協議会についても補助金500万円を増額計上いたしております。

なお、本年度の当初に、本市の「吉田ぼた山跡地」へ進出を計画しておりました関西の医療法人「順心会」が9月に進出計画を断念したところでございますが、計画断念にあわせ、中間市の福祉事業に役立てていただければとのことで、本市へ1,200万円の寄附がなされ、この寄附金の全額を福祉対策積立基金へ積み立てをいたしております。

土木費では、市内全域の道路補修費として、700万円を計上するとともに、市民の憩いの場であります「垣生公園」の噴水の設備を改修する費用として250万円を計上いたしております。垣生公園の噴水は、貯水池の水質を浄化する機能もあわせて行いますので、池の環境保全に役立てております。

教育費としましては、各小学校の給食室に設置しております調理器具のアスベスト対策等修繕料90万円を計上いたしております。

このように現在市内の小中学校の学校施設におけるアスベスト処理対策には、生徒の安全を第一に対応いたしております。また、中学校の各種活動補助金につきましては、各学校の生徒のクラブ活動の活躍によりまして、各大会への出場が増加しましたため、140万円の増額補正予算を計上いたしております。このような歳出予算は人件費の大幅な減額により、総額で6,840万円の減額を行っております。

歳入予算といたしましては、市税を6,350万円の増額いたしましたが、失業対策事業の大幅な変更があり、国、県支出金につきましては4,360万円の減額及びそれに伴います地方債等3,260万円の減額などで、歳入歳出とも6,840万円の減額補正し、予算の総額を歳入歳出それぞれ170億1,340万円とするものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第52号議案平成17年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算第2号の提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、総務費647万円、保険給付費123万円、介護納付金3,040万円、保健事業費16万円、諸支出金100万円の増額予算を計上し、老人保健拠出金では1億3,336万円の減額予算を計上いたしております。

歳入につきましては、平成17年度に三位一体改革で国庫支出金の一部が県負担に税源委譲されております。

したがって、国庫支出金から県支出金への変更を行うもので、国庫支出金2億3,259万円を減額し、県支出金1億7,363万円を増額するものでございます。

療養給付費交付金262万円、繰入金605万円増額し、諸収入4,381万円減額の予算を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも9,410万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ57億9,703万円とするものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第53号議案平成17年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正の内容といたしましては、歳出におきまして、下水道施設改良基金積立金を260万円増額するとともに、曙及び中鶴団地下水処理場の光熱水費を120万円、消費税支払いにかかわる公課費を67万円それぞれ減額するものであります。

次に、歳入につきましては、消費税の確定により今回消費税還付金を73万円計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ73万円増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,563万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第54号議案平成17年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正の内容といたしまして、歳出では、下水道工事に伴う受益者負担金報償金を50万円、蓮花寺ポンプ場などに要する光熱水費を110万円並びに補助事業関係の消耗品費を90万円増額いたしております。

また、職員人件費につきましては、64万円減額するものであります。

歳入では、消費税の確定により、消費税還付金を1,193万円、下水道事業費国庫補助金を4,700万円増額するとともに、公共下水道事業債を4,340万円、一般会計繰入金を1,367万円減額するものであります。

以上のことから、今回の補正で歳入歳出それぞれ186万円を増額し、予算総額を23億413万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第55号議案平成17年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳出につきましては、総務費といたしまして人事異動等に伴う職員人件費の減額と平成18年度介護保険制度改正に伴う介護保険認定審査システム改修委託料等の経費といたしまして619万円を計上し、また保険給付費につきましては、高齢化が進む中、介護保険制度の周知により、介護保険認定者数や介護サービスの利用意向の増加により、前年度同期より5.1%の伸びが予測されますことから、不足分1億1,040万円を計上し、諸支出金では、前年度分の補助金償還金として691万円を計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金2,760万円、支払基金交付金3,616万円、県支出金1,380万円、一般会計繰入金2,005万円、繰越金2,589万円を計上いたし

ております。

歳入歳出とも1億2,350万円を追加し、予算の総額を28億9,351万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております補正予算6件に対する質疑は、11月29日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第10. 第56号議案

日程第11. 第57号議案

日程第12. 第58号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第10、第56号議案から日程第12、第58号議案までの条例改正3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第56号議案から第58号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第56号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、先の9月定例会市議会において議決いただきました「中間市収入役の事務の兼掌に関する条例」が、平成18年1月1日から施行され、収入役が廃止されることから、関連する条例の整備を行うものであります。

関連する条例といたしましては、「中間市特別職職員の給与等に関する条例」、「中間市特別職の職員の退職手当支給条例」、「中間市特別職報酬等審議会条例」、「中間市病院事業の設置等に関する条例」、「中間市電子計算組織の管理運営に関する条例」、「中間市政治倫理条例」の以上6件の条例を一括して改正するものであります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

次に、第57号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、現在建て替え工事中であります土手ノ内市営住宅の敷地内に、公営住宅等駐車場整備事業により入居者専用の駐車場を設けることに伴い、当該駐車場の管理運営等に関する規定を加えるものであります。

改正の内容といたしましては、駐車場の適正な管理を行うために、駐車場の使用申込手続や使用料等について規定するものであります。

また、入居者の連帯保証人につきましては、現在市内に居住する者に限定されており、入居希望者にとって保証人が容易に見つからないなどの弊害となっております。このこと

から、連帯保証人の資格を「市内」から「県内」に広げ、入居者の拡充を図るものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第58号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、「林野火災の有効な低減方策検討会報告書」において、火災に関する警報の発令中に一定条件のもと喫煙を制限し、出火防止を図ること等とされたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

今回の主な改正の内容につきましては、山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて、市長が指定した区域内において喫煙を禁止する規定を加えたものであります。

また、現在使用することが想定されない石綿につきまして、ボイラーの蒸気管を被覆する遮熱材料の例示から削ることのほか、所要の規定の整備を行うものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております条例改正3件に対する質疑は、11月29日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第13. 第59号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第13、第59号議案を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第59号議案中間市事務分掌条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、平成18年1月1日の施行を予定しております機構改革に伴い、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、必要な内部組織の設置及びその分掌する事務について定めるものであります。

今回の機構改革を行うに当たっての基本方針といたしまして、まず、これからの街づくりの重点施策として少子化、子育て支援対策、市民との協働による街づくりの推進、収税対策の強化、企業誘致対策の推進を掲げ、これらの施策を実施していくための機構の強化と構築を図ること。

また、組織のスリム化を前提とし、スクラップ・アンド・ビルドを基本に再編すること。

事務の効率化を図るため、業務内容の類似した部署を統合すること。

課及び係の名称を市民にわかりやすい名称とすること。

以上の基本方針を定め、機構改革案を策定いたしました。

改正の主な内容といたしましては、まず、総務部におきましては、明るい街づくり課の廃課及び行政経営改革推進室の廃室並びに企画財政課を経営企画課と財政課に分課を行い、税務課を市民経済部に移管するものであります。

次に、市民経済部におきましては、総務部から移管されました税務課を課税課と収納課に分課し、経済振興課に企業誘致係を新設するものであります。

次に、民生部におきましては、部の名称を保健福祉部に改め、社会福祉課及び基幹型在宅介護支援センターを廃止し、こども育成課及び地域福祉課を新設するとともに、社会福祉課の事務の一部を介護保険課に移管するものであります。

次に、建設部におきましては、建設部下水道課を水道局へ移管し、水道局を上下水道局とするものであります。

次に、収入役室におきましては、先の9月議会において議決をいただきました収入役の廃止に伴い、収入役室を会計課と名称の変更をいたすものであります。

なお、教育委員会におきましても、指導課を指導室として、学校教育課に統合する機構改革を行っております。

このたびの機構改革によりまして、廃課、統合するものが6課1室、新設する課が5課となり、1課1室のスリム化を図っておりますが、今後も機構につきましては、行政改革の一環として適宜見直しを行いながら、横断的組織の構築に向けまして、簡素で効率のよい行政運営を図って参りたいと考えております。

また、関連する条例の整備といたしましては、「中間市青少年問題協議会条例」、「中間市水道事業の設置等に関する条例」、「中間市電子計算組織の管理運営に関する条例」、「中間市行政改革推進委員会設置条例」、「中間市保育行政審議会条例」、「中間市行政手続条例」、「中間市次世代育成支援対策地域協議会条例」の一部改正を附則において行い、本条例の改正とあわせて条文の整理を行うものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております第59号議案に対する質疑は、11月29日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第14．第60号議案

日程第15．第61号議案

日程第16．第62号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第14、第60号議案から日程第16、第62号議案までの市道路線関連3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第60号議案から第62号議案までの市道路線関連3件の提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第60号議案市道路線の廃止について、提案理由を申し上げます。

今回廃止いたします路線は、中間・遠賀リサイクルプラザ南東側に位置する五楽14号線であります。この路線につきましては、農地の中を流れる用水路に沿うように設置されていることから、道路の形状が変則的かつ未舗装であるため、利用者も少なく、市道としての機能、役割を十分果たしておりません。

このたび当該道路の隣接者より払い下げの要望があったことから、市といたしましても、払い下げを行うことにより、近隣土地との有効利用を促進し、地域の活性化を図るため、当該路線の廃止を行うものであります。

廃止いたします道路の概要を申し上げますと、幅員3.27メートル、延長190.44メートルであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第61号議案市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

今回認定いたします路線は、通谷公園南側に位置する通谷団地180号線であります。この路線につきましては、従来より当該地区住民の生活道路として利用されておりましたが、このたび寄附採納の申し出がなされ、今後は市道として管理を行う必要があるため、認定するものであります。

認定いたします道路の概要を申し上げますと、幅員3.44メートル、延長80.8メートルであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第62号議案市道路線の変更について、提案理由を申し上げます。

今回変更いたします路線は、朝霧公民館南側に位置する通谷団地26号線、ジョイパル中間北側に位置する新手11号線、中間大橋西側に位置する二タ股東中牟田線の3路線であります。

通谷団地26号線につきましては、都市計画法に基づく開発行為により、帰属を受けた道路部分を既設市道に接続しますことから、道路区域の変更を行うものであります。

変更いたします道路の概要を申し上げますと、幅員5.55メートル、延長191.52メートルに変更を行うものであります。

次に、新手11号線につきましては、既設道路を延長し、市道仮家小牟田線に接続することにより、大型化された緊急車両の進入路を確保するために、区域の変更を行うものであります。

変更いたします道路の概要を申し上げますと、幅員4.41メートル、延長192.77メートルに変更を行うものであります。

次に、二タ股東中牟田線につきましては、中間市を東西に結ぶ道路で中間市都市計画道路塘ノ内砂山線と遠賀町都市計画道路駅南線とも接続する主要幹線と位置づけられており

ます。

このたび既設道路の拡幅及び延長を行い、市道砂山三軒家線に接続することにより、周辺地域の開発が促進され、地域の活性化につながることを期待されることから、区域の変更を行うものであります。

変更いたします道路の概要を申し上げますと、幅員 8.25メートル、延長 8,388.45メートルに変更を行うものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております市道路線 3 件に対する質疑は、11月29日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第 17. 第 63 号議案

日程第 18. 第 64 号議案

日程第 19. 第 65 号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第 17、第 63 号議案から日程第 19、第 65 号議案までの公の施設の指定管理者の指定について 3 件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第 63 号議案から第 65 号議案までの公の施設の指定管理者の指定関連 3 件の提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第 63 号議案の提案理由を申し上げます。

来年 4 月から松ヶ岡デイサービスセンターの運営管理を指定管理者に行わせるため、「中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、指定管理者を指定するものでございます。

当該施設の事業といたしましては、介護保険法に規定する居宅サービス事業のうち、通所介護事業、その他センター設置目的の達成に必要な事業及び高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業を行うこととなっております。

指定管理者の候補の選定につきましては、指定管理者選定委員会の意見をもとに、事業者より提出された施設の管理運営計画及び収支決算書、団体の経営状況等を総合的に判断した結果、公募によることなく第三セクターである株式会社西日本医療福祉総合センターを指定管理者として選定したものでございます。

当該事業者による事業は、利用者とセンター職員相互の信頼関係による部分が大変大きく、また当該センター創設時の要件といたしまして、県より委託されている県営住宅内にあるシルバーハウジングへの生活援助員も派遣いたしております。

したがいまして、当該事業者を松ヶ岡デイサービスセンターの公の施設の指定管理者として指定し、指定期間を平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第64号議案について、提案理由を申し上げます。

来年4月から太陽の広場の管理運営を指定管理者に行わせるため、「中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、指定管理者を指定するものでございます。

まず、指定管理者の候補者の選定につきましては、この施設の利用者がお年寄りから子どもまでの多世代交流ができる多目的広場であることから、市内の団体に任せることが望ましいと考えられます。

また、指定管理者選定委員会の意見をもとに、当該団体より提出された施設の管理運営計画及び収支計算書、団体の経営状況等を総合的に判断した結果、公募によることなく、中間市老人クラブ連合会を指定管理者として選定したものでございます。

当該団体は、開設時より集会所内に中間市老人クラブ連合会事務所を置いて、高齢者の生きがい活動の拠点となっており、利用者との交流を図ることにより、中間市老人クラブ連合会の加入者増加にもつながっております。

したがいまして、当該団体を太陽の広場の公の施設の指定管理者として指定し、指定期間を平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第65号議案について、提案理由を申し上げます。

本案は、来年4月から市民会館、体育文化センター、武道場、弓道場、幼児用プール、市営野球場、庭球場、遠賀川河川敷市民グラウンド、市民図書館及び歴史民俗資料館の管理運営を指定管理者に行わせるため、「中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、指定管理者を指定するものでございます。

まず、指定管理者の候補者の選定につきましては、これらの施設が市民の文化、スポーツの振興と地域文化の創造、健康の増進を目的として設置され、生涯学習の拠点施設として市民に広く親しまれていることから、市民のニーズを的確に把握し、かつ専門的な知識と安定的な運営を行う規模を有している市内の団体に任せることが望ましいと考えられます。

また、「中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」第5条に基づく指定管理者選定委員会の意見をもとに、当該団体から提出された施設の管理運営計画及び収支計算書、団体の経営状況等を総合的に判断した結果、条例第5条第1項の規定に基づき、公募によることなく、財団法人中間市文化振興財団を指定管理者の候補者として選定したものでございます。

当該団体は、平成7年の設立より10年にわたってこれらの施設の管理運営を行ってお

り、安定した運営を行っていくための人員、資産、その他の経営の規模及び能力を有しております。

また、施設の円滑な運営に不可欠である地域との信頼関係も確立されており、地域に密着したさまざまな自主事業も効果的に行われております。

したがいまして、当該団体を中間市市民会館等公の施設の指定管理者として指定し、指定期間を平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております議案3件に関する質疑は、11月29日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第20. 第66号議案

日程第21. 第67号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第20、第66号議案から日程第21、第67号議案までの規約改正2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第66号議案中間市行橋市競艇組合規約の一部を改正する規約及び第67号議案福岡県中間市外二ヶ町山田川水利組合規約の一部を改正する規約について、一括して提案理由を申し上げます。

先の9月議会におきまして議決いただきました「中間市収入役の事務の兼掌に関する条例」が、平成18年1月1日から施行され、収入役が廃止されます。

両組合の収入役は、本市の収入役が充てられていることから、収入役の選任方法及び任期について、規約の一部を改正する必要性が生じたため、関係市町と協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております規約改正2件に対する質疑は、11月29日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第22. 第68号議案

日程第23. 第69号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第22、第68号議案から日程第23、第69号議案までの議案2件を一括

議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第68号議案福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について及び第69号議案福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減については同一の理由のため、一括して提案理由を申し上げます。

本市は、現在、福岡県自治振興組合及び福岡県市町村災害共済基金組合にそれぞれ加入しておりますが、本年10月11日に両組合の構成団体であります築上郡新吉富村及び同郡大平村が廃止され、築上郡上毛町が設置されたことに伴い、両組合を組織する地方公共団体の合併による数の増減について、関係市町村と協議をするため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております議案2件に対する質疑は、11月29日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第24. 第70号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第24、第70号議案を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第70号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正の主旨といたしましては、低所得者に対する軽減割合を現行の6割軽減を7割軽減に、現行の4割軽減を5割軽減に引き上げるとともに、新たに2割軽減を設けることにより、低所得者に対する国民健康保険税の負担の軽減を図るものでございます。

この制度を導入する上で、地方税法施行令第56条の89の規定により、国民健康保険税賦課総額に占める応益割合は45%以上55%未満という範囲が定められておりますが、本市の応益割合は、昨年度において45.9%でございます。

つきましては、本制度を長期的かつ安定的に運用していくために、本年9月22日に国民健康保険運営協議会に諮問いたしましたところ、低所得者に対する軽減割合の引き上げは必要であり、そのための税率改正をすべきとの答申をいただき、その答申内容に沿って改正するものでございます。

具体的に申しますと、所得割額の税率を現行の「11%」から0.2%引き下げ、「10.8%」に、均等割額を現行の「1万9,500円」から2,100円引き上げ

「2万1,600円」に、平等割額を現行の「2万3,400円」から2,000円引き上げ、「2万5,400円」に改正するものでございます。

なお、この改正によりまして、賦課総額に占める応益割合は49.4%となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております条例改正に対する質疑は、11月29日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第25. 第71号議案

日程第26. 第72号議案

日程第27. 第73号議案

日程第28. 第74号議案

日程第29. 第75号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第25、第71号議案から日程第29、第75号議案までの組合格約の変更等5件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第71号議案から第75号議案までの福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約の変更について、一括して提案理由を申し上げます。

本組合は、消防団員等による災害補償に関する事務を共同処理するため、地方自治法に基づき設置された一部事務組合でございます。

このたびの改正は、市町村の合併に伴い、その構成市町村の増減及び規約の変更でございます。

改正の内容につきましては、初めに、第71号議案により、平成18年2月11日から鞍手郡宮田町及び同郡若宮町を宮若市に、次に、第72号議案により、平成18年3月6日から田川郡金田町、同郡赤池町及び同郡方城町を田川郡福智町に、次に、第73号議案により、平成18年3月20日から甘木市、朝倉郡杷木町及び同郡朝倉町を朝倉市に、京都郡犀川町、同郡勝山町及び同郡豊津町を京都郡みやこ町に、次に、第74号議案により、平成18年3月25日限り嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町及び同郡潁田町が脱退することについて、次に、第75号議案により、平成18年3月26日限り、嘉穂郡稲築町、同郡碓井町及び同郡嘉穂町が脱退することについて、それぞれの期日を限りに各関係市町を当組合から脱退させ、また新規に加入させること及び規約の改正について協議がなされましたので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでご

ざいます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております組合規約の変更等5件に対する質疑は、11月29日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第30. 会議録署名議員の指名

○議長（杉原 茂雄君）

これより日程第30、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において岩崎三次君及び佐々木正義君を指名いたします。

○議長（杉原 茂雄君）

以上で本日の日程をすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会をいたします。

午前10時58分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 杉 原 茂 雄

議 員 岩 崎 三 次

議 員 佐 々 木 正 義